

# 「パートナーシップ宣言」ロゴマーク使用規約

2020年7月10日

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 事務局

## 1. 目的

「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「パートナーシップ構築宣言」をポータルサイトにおいて公表した企業等が、「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. 「パートナーシップ構築宣言」ロゴマークについて



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言するものです。

2020年5月18日に開催した「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」での議論を踏まえて、「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを構築し、ロゴマークを作成しました。

## 3. ロゴマークの使用

- (1) 「パートナーシップ構築宣言」をポータルサイトにおいて公表した企業（以下、「宣言企業」）は、ロゴマークを使用して広報活動や企業間連携等の活動を展開することができます。
- (2) 宣言企業は、「使用規約」に同意することにより、ロゴマークを無償で使用することができます。

- (3) 宣言企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) 宣言企業が、「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイトでの掲載取りやめになった場合、当該宣言企業はロゴマークを使用することができません。
- (5) 宣言企業は、ロゴマークを使用する際には、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください。さらに、次のような使用をすることはできません。
- ①法令や公序良俗に反する方法で使用する
  - ②その他、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- (6) 宣言企業以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、「パートナーシップ構築宣言」の取組を広く広報することを目的として関係団体等が使用する場合など、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局（以下、「事務局」）の許諾がある場合には、この限りではありません。

#### 4. 使用状況の報告

事務局は、ロゴマークを使用している宣言企業に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

#### 5. 規約の改定

本使用規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありますので、ご承知ください。